

騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づく騒音・振動特定施設一覧表

施設の種類		騒音特定施設		振動特定施設	
		騒音規制法	県条例	振動規制法	県条例
金属加工機械	圧延機械	定格出力の合計が22.5kW以上のもの	すべてのもの	—	すべてのもの
	製管機械	すべてのもの	すべてのもの	—	すべてのもの
	ペンディングマシン	ロール式のもので定格出力が3.75kW以上のもの	ロール式のもの	—	すべてのもの
	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスを除くすべてのもの	すべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	せん断機	定格出力が3.75kW以上のもの	原動機を使用するもの	定格出力が1kW以上のもの	定格出力が1kW以上のもの
	鍛造機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	すべてのもの	定格出力が37.5kW以上のもの	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外のもので密閉式のもの を除くすべてのもの	タンブラスト以外のもので密閉式のもの を除くすべてのもの	—	—
	タンブラー	すべてのもの	すべてのもの	—	—
	研磨機	—	工具用を除く	—	—
	切断機	といしを用いるもの	といしを用いるもの	—	—
	自動旋盤	—	棒材加工用のもの	—	—
圧縮機及び送風機	圧縮機	空気圧縮機で定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの
	送風機	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの	—	—
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	すべてのもの
繊維機械	織機	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
	撚糸機	—	すべてのもの	—	—
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容積が0.45m ³ 以上のもの	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容積が0.45m ³ 以上のもの	—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練容積が200kg以上のもの	混練機の混練容積が200kg以上のもの	—	—
穀物用製粉機		ロール式のもので定格出力が7.5kW以上のもの	ロール式のもので定格出力が7.5kW以上のもの	—	—
木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	チップパー	定格出力が2.25kW以上のもの	すべてのもの	定格出力が2.2kW以上のもの	定格出力が2.2kW以上のもの
	碎木機	すべてのもの	すべてのもの	—	—
	帯のご盤	製材用のは定格出力が15kW以上のもの、木工用のは定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	—	—
	丸のご盤	製材用のは定格出力が15kW以上のもの、木工用のは定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	—	—
	かんな盤	定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	—	—

施設の種類		騒音特定施設		振動特定施設	
		騒音規制法	県条例	振動規制法	県条例
抄紙機		すべてのもの	すべてのもの	—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	定格出力が 2.2kW 以上のもの	定格出力が 2.2kW 以上のもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
鋳型造型機		ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの
バーナー		—	バーナーの燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15L 以上のもの	—	—
電気炉		—	すべてのもの	—	—
キューボラ		—	すべてのもの	—	—
遠心分離機		—	直径 1.2m 以上のもの	—	直径 1.2m 以上のもの
コンクリートブロック製造機等	コンクリートブロック製造機	—	すべてのもの	定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの	すべてのもの
	コンクリート管及びコンクリート柱製造機	—	すべてのもの	定格出力の合計が 10kW 以上のもの	すべてのもの
ドラム缶洗浄機		—	すべてのもの	—	—
スチームクリーナー		—	すべてのもの	—	—
ポンプ		—	定格出力が 3.75kW 以上のもの	—	定格出力が 3.75kW 以上のもの
天井走行クレーン及び門形走行クレーン		—	定格出力が 7.5kW 以上のもの	—	—
集じん装置		—	すべてのもの	—	—
冷凍機		—	往復動式、ロータリー式又は遠心式のもので、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	—	—
クーリングタワー		—	定格出力が 0.75kW 以上のもの	—	—
ゴム練用及び合成樹試験用のロール機		—	—	カレンダーロール機以外のもので定格出力が 30kW 以上のもの	カレンダーロール機以外のもので定格出力が 30kW 以上のもの
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		—	—	—	船舶車両の原動機として使用するものを除き、定格出力 15kW 以上のもの
オシレーティングコンベア		—	—	—	すべてのもの

注 法では、電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物、ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物及び鉱山保安法第 13 条第 1 項の経済産業省令で定める施設（同法第 2 条第 2 項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）については、届出義務等の規定を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

条例では、電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物、ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物及び鉱山保安法第 2 条第 2 項に規定する鉱山は特定施設から除外する。